京都市燃やすごみ等収集運搬業務委託における競争入札の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法、地方自治法施行令、京都市契約事務規則その他別に定めるもののほか、京都市環境政策局が行う燃やすごみ等収集運搬業務委託における競争 入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法律」という。)、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例その他の関連法令において使用する用語の例による。
- 2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 燃やすごみ等 燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、 大型ごみ及び死獣等で家庭から排出される一般廃棄物をいう。
- (2) 燃やすごみ等収集運搬業務 燃やすごみ等の収集及び運搬を行う業務をいう。

(競争入札参加者の資格)

- 第3条 競争入札に参加する者(以下「競争入札参加者」という。)は,次に掲げる資格要件を満たさなければならない。
 - (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
 - (2) 競争入札の参加申請の受付開始日から入札実施日までの期間に,京都市競争入札等 取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこ と。
 - (3) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 廃棄物 (汚泥, し尿等液状のものを除く。以下同じ。)の収集及び運搬について, 法律第7条第1項の許可を京都市長から受けている者
 - イ 廃棄物の収集及び運搬について、法律第14条第1項の許可を京都市長又は京都 府知事から受けている者
 - ウ 法律第6条の2第2項又は第3項により市町村(地方自治法第284条第1項に 規定する組合を含む。)から一般廃棄物(汚泥,し尿等液状のものを除く。)の収集 又は運搬を委託されている者
 - (4) 契約期間の前年度以前の直近3年のうち1年以上,塵芥収集車(パッカー車)を用いた廃棄物の収集又は運搬に係る業務を他者から受託した経験を有する者であること。
 - (5) 本市の区域内に本店、支店、営業所その他の事業場(事故等の緊急時において対処を行うことができる機能を有するものをいう。)を有していること。
- (6) 本市が指定する日までに、受託業務に必要な廃棄物の収集又は運搬の用に供する車

両を保有し、又は調達できること。

- (7) 本市が指定する日までに、受託業務に必要な廃棄物の収集又は運搬に従事する従業員を雇用し、又は雇用できること。ただし、業務の習熟と安定を確保するため、本業務の従事者は、基本的に固定することとし、頻繁に替わらないものとする。
- (8) 受託業務を自ら行う意思を有する者であること。
- (9) 法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- (10) 市税及び法人税の滞納がないこと。
- (11) 会社更生法に基づく更生手続,又は民事再生法に基づく再生手続を開始していないこと。
- (12) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (13) 燃やすごみ等収集運搬業務に係る直近の競争入札が行われた日以降,別表各号に掲げる事由に該当しないこと。
- (14) 環境マネジメントシステム規格(ISO, KES等)の認証を取得していること。
- (15) 受託業務に関し、確実な履行が期待できないおそれがあると認めるに足りる相当の 理由がないこと。
- (16) 中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合等の資格で競争入札に参加する者は、その組合員の全てが前各号の要件を満たしていること。

(競争入札の公告)

- 第4条 市長は、競争入札により契約を締結しようとする場合は、競争入札の日の30日 前までに次に掲げる事項を公告するものとする。
- (1)競争入札に付すべき業務
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 競争入札執行の日時及び場所
- (4) 競争入札の無効に関する事項
- (5) その他競争入札に関し必要な事項

(競争入札の参加申請)

- 第5条 競争入札参加者は、公告において指定する日までに、市長に対して競争入札参加申請書(様式第1号)を提出し、競争入札参加資格(第3条に規定する資格をいう。以下同じ。)の有無について審査を受けなければならない。
- 2 前項の競争入札参加申請書には、公告において指定する書類を添付しなければならない。

(競争入札への質問)

第6条 競争入札参加者は、仕様書等に対して質問がある場合は、公告において指定する

日までに、質疑書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の質疑応答書の提出を受けたときは、当該質疑応答書に回答を記載し、 速やかに閲覧に供するものとする。

(競争入札参加の申請者への審査結果の通知等)

- 第7条 市長は、第5条第1項の審査を行ったときは、当該競争入札の参加申請をした者のすべてに対して、公告において指定する日までに、その結果を競争入札参加資格確認通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 2 前項の場合において、市長は、競争入札参加資格を有しないとした者(以下「競争入 札参加非資格者」という。)については、理由を付さなければならない。

(競争入札参加非資格者からの再審査請求に関する審査)

- 第8条 競争入札参加非資格者は、市長に対し、公告において指定する日までに、競争入 札参加資格の再審査を請求することができる。
- 2 市長は、前項の規定による請求がなされたときは、当該請求の内容について審査し、 その結果を再審査請求に関する審査結果通知書(様式第4号)により、速やかに通知し なければならない。この場合において、市長は、当該請求の内容に正当な理由がないと 認めた者については、その理由を付さなければならない。
- 3 市長は、前項の審査において、当該請求の内容に正当な理由があると認めた者については、競争入札参加資格を有するものとして当該業務に係る競争入札に参加させるものとする。

(競争入札参加資格の喪失)

- 第9条 第7条第1項又は前条第2項の規定により通知を受けた者のうち競争入札参加資格を有するとされた者(以下「競争入札参加有資格者」という。)は、公告の日の翌日から競争入札の日までの間に競争入札参加資格を有しなくなったときは、当該業務に係る競争入札に参加することができないものとする。
- 2 競争入札参加有資格者は、公告の日の翌日から競争入札の日までの間に競争入札参加 資格を有しなくなったときは、本市に対しその旨を報告しなければならない。
- 3 市長は、競争入札参加資格を有しなくなった可能性があると認められる者に対し、競争入札参加資格を有するか否かを判断するために必要な報告を求めることがある。

(競争入札参加資格の喪失の通知)

第10条 市長は、競争入札参加有資格者が競争入札参加資格を有しなくなったと認めたと きは、当該者に対して、競争入札参加資格喪失通知書(様式第5号)にその理由を付し て、速やかに通知しなければならない。 (入札)

第11条 競争入札参加有資格者は、入札書に必要な事項を記入し、記名押印のうえ封書に し、所定の時間内に入札しなければならない。

(入札の無効)

- 第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 競争入札参加者の資格のない者が入札したとき。
- (2)入札者が2通以上の入札をしたとき。
- (3) 入札者の記名押印のないとき。
- (4) 金額の記載に訂正があるとき。
- (5) 主要事項の記載が明確でないとき、又は記載の漏れがあるとき。
- (6) 入札者が協定して入札したときその他入札に際し不正の行為があったとき。
- (7) その他入札に関する条件に違反したとき。

(入札手続の停止及び取消し)

第13条 市長は,災害その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるとき, 又は不正入札若しくは不正入札が行われるおそれがあると認めるときは,当該入札手続 を停止し,又は取り消すことがある。

(予定価格及び最低制限価格)

- 第 14 条 予定価格を記載した書面は、これを封書にして、開札の際、開札場所に置くものとする。
- 2 市長は、競争入札の実施に当たっては、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けるものとする。

(落札者の決定)

- 第15条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の 価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- 2 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、当初の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札を行った者又は最低制限価格を下回る金額で入札した者は、再度の入札に参加することができない。
- 3 再度の入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、随意契約により契約を締結する ものとする。この場合において、再度の入札において入札に参加しなかった者、無効の 入札を行った者又は最低制限価格を下回る金額で入札した者と契約を締結することがで きない。

(契約の不締結)

- 第16条 市長は、競争入札により落札者を決定し、又は随意契約により契約の相手方となるべき者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者又は契約の相手方となるべき者(以下「落札者等」という。)が次のいずれかに該当するときは、契約を締結しないものとする。
 - (1) 落札者等である個人,落札者等の役員又は落札者等の使用人が,刑法第96条の6 又は第198条に違反する容疑により,逮捕され,送検され,又は逮捕を経ないで公 訴を提起されたとき。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に 違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、 同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたと き。
- (3) 本市から京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定により競争入札参加停止を受けたとき。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。
 - ア 契約の締結の予定日前日に当該競争入札参加停止の期間が満了しているとき。
 - イ 競争入札参加停止の期間が1月を超えないとき。
 - ウ 競争入札参加停止の期間が1月を超え、かつ、2月を超えない場合において、当 該契約を締結しないことにより市民その他の第三者の利益又は本市の経済的利益を 著しく損なうおそれがあるとき。
- (4) 本市が指定する日までに、第3条第6号及び第7号の資格要件について、これを証する書類の提出等の確認を受けていないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該落札者等と契約を締結することが不適当であると 認められるとき。
- 2 落札者等は、前項各号のいずれかに該当する場合は、直ちに本市に対しその旨を報告 しなければならない。

(留保条件)

- 第17条 契約の締結については、当該業務に係る予算の成立を条件とする。
- 2 前項の条件が成就しなかったときは、落札者等は本市に対し損害賠償等の要求は行えないものとする。

(契約書の提出)

- 第18条 落札者等は、落札の通知を受けた日(競争入札の開札の後に確認する要件がある場合にあっては、当該要件の確認を受けた日)から本市が指定する日までに、契約書に記名押印しなければならない。
- 2 落札者等が,前項に規定する期間内に契約書に記名押印しないときは,契約の締結を 拒否したものとみなす。

(契約解除及び変更)

- 第19条 受託者の自己の責任により、稼動車両台数の配置を怠り、又は収集運搬業務を履行しなかったときは、本市は契約を解除できるものとする。
- 2 受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、本市は契約を解除し、又は委託料を 減額することができるものとする。
- (1) 仕様書及び作業指示書に定める内容を実施していない等の粗雑履行があったとき。
- (2) 適正な業務の実施を確保していないとき。
- (3) 本市が業務の是正又は改善を指導したにもかかわらず、これに従わないとき。

(競争入札に係る費用の負担)

第20条 競争入札参加者若しくはその代理人又は落札者等が本件入札に関して要した費用 については、すべて当該競争入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負 担するものとする。

(その他)

第21条 この要綱の実施に関し必要な事項は、環境政策局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年11月18日から実施する。

附則

この要綱は、平成21年10月22日から実施する。

附則

この要綱は、平成22年11月11日から実施する

附則

この要綱は、平成25年12月12日から実施する。

別表 (第3条関係)

(虚偽記載)

1 競争入札参加申請書,競争入札参加資格確認資料その他の競争入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

(粗雑履行その他契約違反)

2 本市契約の履行に当たり、粗雑にしたと認められるときその他契約に違反し、契約の相 手方として不適当であると認められたとき。

(公衆損害事故)

3 本市契約又は一般契約の履行に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は 公衆に損害(軽微なものを除く。)を与え、契約の相手方として不適当であると認められた とき。

(契約関係者事故)

4 本市契約又は一般契約の履行に当たり、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせ、契約の相手方として不適当であると認められたとき。

(贈収賄)

5 競争入札参加有資格者である個人,競争入札参加有資格者の役員又はその使用人が,贈 賄又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の違反の容疑によ り,逮捕され,送検され,又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(独占禁止法違反)

6 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会から排除 措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しく は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(談合等)

7 競争入札参加有資格者である個人,競争入札参加有資格者の役員又はその使用人が,談 合又は競売入札妨害の容疑により,逮捕され,送検され,又は逮捕を経ないで公訴を提起 されたとき。

(不正又は不誠実な行為)

- 8 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
- 9 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に相当する犯罪の容疑により、逮捕され、送検され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法に定める罪による罰金刑を受け、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

(その他)

10 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

(注)

- 1 「役員」には、支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する 者を含む。
- 2 「代表役員等」とは、競争入札参加有資格者である個人又は競争入札参加有資格者で ある法人の代表権を有する役員(代表権を有するべき肩書を付した役員を含む。)をいう。

競争入札参加申請書

平成 年 月 日

(あて先) 京都市長

住所又は所在地商号又は名称

代表者氏名

印

平成 年 月 日付けで公告がありました下記の業務に係る競争入札に参加します。

なお、添付した書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業務名称
- 2 添付書類
- (1) 営業概況書
- (2) 本市からの一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可証の写しか,又は市町村の行う一般廃棄物の収集運搬業務の委託契約書の写し
- (3) 契約期間の前年度以前の直近3年のうち、1年以上のごみ収集車(塵芥車)を用いた廃棄物収集又は運搬に係る業務の経験を証明する書類(契約期間が明記された契約書の写し等)
- (4) 事業所及び駐車場の所在地等報告書及び不動産登記謄本(借地にあっては賃貸借契約書の写し等)
- (5) 定款及び商業登記事項証明書
- (6) 過去3箇年の財務諸表(貸借対照表,損益計算書)
- (7) 保有する車両について指定の事項を記載した車両台帳,車検証の写し及び右斜め前 方及び左斜め後方から車両を撮影した写真
- (8) 役員及び従業員の名簿
- (9) 役員全員の住民票等(本籍地の記載のあるものに限る。ただし、外国籍の方については、登録原票記載事項証明書)
- (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも 該当しないことを認めた誓約書
- (11) 市税及び法人税の納税証明書(直近1年)
- (12) 受託業務を確実かつ誠実に自ら実施する旨の誓約書
- (13) 受託業務に必要な人員・機材を調達する旨の誓約書
- (14) 交通事故及び労働災害発生状況報告書
- (15) 環境マネジメントシステム規格(ISO, KES等)の登録証の写し

第2号様式(第6条関係)						
	質	疑	書				
	貝	灰	首				
				平成	年	月	目
(あて先)京都市	長						
		主所又は所在地					
		弋表者氏名					印
このことについて,下	記のとおり質問	します。					
(業務名称)							
質問事項							

競争入札参加資格確認通知書

平成 年 月 日

様

京都市長

平成 年 月 日付けで申請のあった京都市燃やすごみ等収集運搬業務委託 に係る競争入札参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

業務名称	
入札公告日	
入札年月日	
競争入札参加 資格の有無	有 • 無
	競争入札参加資 格 がないと認めた 理由

(注) 競争入札参加資格がないと通知された者は、京都市長に対して再審査を求める ことができます。この再審査を求める場合は、平成 年 月 日までにそ の旨を記載した書類を持参により提出してください。

審査結果通知書

平成 年 月 日

様

京都市長

平成 年 月 日付けで申請のあった京都市燃やすごみ等収集運搬業務委託 に係る競争入札参加資格の再審査について、下記のとおり決定したので通知します。

業務名称	
審査結果	
再審査の請求	
の内容に正当	
な理由がない	
と認めた理由	

競争入札参加資格喪失通知書

平成 年 月 日

様

京都市長

平成 年 月 日付けで申請のあった京都市燃やすごみ等収集運搬業務委託 に係る競争入札参加資格について、下記のとおり当該資格が喪失したことを確認したの で通知します。

記

- 1 業務名称 ______
- 2 喪失した理由